

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

1 市域の特色 濃尾平野は我が国有数の平野であり、面積1,485 k m²に及び、沖積平野の面積が86%を占めている。沖積平野の地形は3区分され、上流側から「扇状地地帯、自然堤防地帯、三角州地帯」であり、沖積平野の3地形帯が典型的に配列している。

当市は自然堤防地帯に位置し、木曽川、長良川及びその派川による自然堤防の発達が見られる地域であり、自然堤防の多くは弥生時代以降から12、13世紀までの比較的短い期間に形成されたものであることが、記録により確かめられている。

さらに、自然堤防地帯は、自然堤防、後背湿地、旧河道等が微地形として区分される。

これらの微地形は、過去の様々な河川の堆積作用（洪水）により形成されたものであり、それぞれ形成された場や営力が異なる。したがって、各微地形毎に構成土質が変化している。

2 地形条件 当市は北緯 35 度 14 分から 35 度 21 分、東経 136 度 39 分から 136 度 45 分にあつて、岐阜県の南西に位置する。濃尾平野の北西部に位置し、東は木曽川を境として愛知県、西は長良川を隔て大垣市、安八郡及び海津市に接している。南は木曽川と長良川の併流によってV字型に囲まれ、北は羽島郡と岐阜市に接している。太古、この辺りは北の山岳部と地続きであったが、新生代の第三期に土地の陥没により海の中に沈降した。その後、川上から運ばれた多くの土砂が堆積し、次第に陸地が形成された低湿地である。

3 気象条件 当市は、比較的温暖（年平均 16.9 度 令和5年）な気候で、冬は北西の風が多い。年間降雨量は 1781.0mm（令和2年）である。

4 予想される災害状況

当市において将来予想される災害の状況はおおむね次のとおりである。

①水害

羽島市は木曽川、長良川に挟まれ、北部は標高6m、南部においては標高4mの低地帯に位置する地形条件から過去多くの水害が発生した。

昭和34年9月の伊勢湾台風以降、河川改修及び排水機の増改設等対策が進められているが、その後も浸水被害等が発生しており、近年の局地的豪雨の頻発等から、今後も水害の発生が予想される。

当市のハザードマップによると、当所が立地する市街地地域はおろか、羽島市全体で0.5～3mを超える浸水が予想されている。特に長良川が決壊し浸水した場合、東海道新幹線沿いより南に関しては、5～10mの浸水が予想されている。

(羽島市洪水ハザードマップ <https://www.city.hashima.lg.jp/2488.html>)

②地震

(ア) 巨大地震 海溝型地震

南海トラフの巨大地震

平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」にて、南海トラフ沿いにおいて想定し得る最大クラスの地震及び津波の規模を推計している。震度分布を推計する強震断層モデルの Mw (モーメントマグニチュード) は 9.0 が確定値とされ、これに基づき、平成24年3月に公表された「南海トラフの巨大地震による震度分布・津波高について (第一次報告)」において、当市では最大で震度6強の揺れが予想された。

液状化については、市内全域において、「液状化が発生する可能性が高い」と予測されている。

(イ) 内陸直下型地震

A. 養老-桑名-四日市断層帯地震

「養老-桑名-四日市断層帯」は養老町から三重県四日市市に及ぶ断層 (約57 k m) であり内陸直下型地震の震源域として、当市に最も影響があると考えられる。

震度については、市内のほとんどの地域において、震度6強の揺れが予想されている。

液状化については、市内全域において、「液状化が発生する可能性が高い」と予測されている。

B. 阿寺断層系地震

「阿寺断層系」は、下呂市から中津川市に及ぶ断層 (約70 k m) であり、内陸直下型地震の震源域として当市にも影響があると考えられる。

C. 跡津川断層地震

「跡津川断層」は、飛騨市から富山市に及ぶ断層 (約69 k m) であり、内陸直下型地震の震源域として当市にも影響があると考えられる。

D. 高山・大原断層帯地震

「高山・大原断層帯」は、高山市から郡上市に及ぶ断層 (約48 k m) であり、内陸直下型地震の震源域として当市にも影響があると考えられる。

各地震における羽島市の被害想定は、「羽島市地域防災計画 (地震対策計画)」

(<https://www.city.hashima.lg.jp/secure/2513/jisin2.pdf>)

地震-17 参照。)

③その他の災害

(火災)

市地域のうち竹鼻町及び江吉良町地内の市街地においては、特に木造家屋が密集しており、強風時や震災時等の特殊条件下にあつては、大規模火災の発生が予想される。

(風 害)

台風による被害は沿海地域に比べ軽微であるが、伊勢湾台風のような大型台風が接近、または通過する場合は、相当規模の被害の発生が予想される。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的なまん延により、当市においても多くの市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

5 商工業者の状況

- ・商工業者数 2,512人 (令和3年度経済センサス活動調査)
- ・小規模事業者数 1,960人 (令和3年度経済センサス活動調査)

【内訳】

	業種	商工業者数	小規模事業者数	事業者分布
商 工 業 者	農林漁業	11	10	市北部、市南部に集積している
	建設業	313	294	市全域に分布している
	製造業	498	442	市全域に分布している
	電気・ガス・熱供給・水道業	5	4	市中心部に集積している
	情報通信業	17	12	市中心部に集積している
	運輸業、郵便業	64	34	市全域に分布している
	卸売業、小売業	595	383	市中心部に集積している
	金融業、保険業	36	30	市中心部に集積している
	不動産業、物品賃貸業	116	101	市中心部に集積している
	学術研究、専門技術サービス業	99	76	市北部、市中心部に集積している
	宿泊業、飲食サービス業	263	172	市北部、市中心部に集積している
	生活関連サービス業、娯楽業	215	194	市北部、市中心部に集積している
	教育・学習支援業	87	69	市北部、市中心部に集積している
	医療、福祉	54	51	市全域に分布している
	複合サービス業	5	2	市中心部に集積している
サービス業<他に分類されないもの>	134	86	市北部、市中心部に集積している	
	合計	2,512	1,960	

※事業者分布は羽島商工会議所令和2年8月現在のデータベースを基としている。

■当市は、卸売業、小売業が最も多く、製造業・建設業・宿泊業、飲食サービス業が多い。情報通信業・金融業・保険業は市内中部に多く、建設業・製造業・医療、福祉は市内にほぼ均等に分布している。

南部は北部・中部に比べ農林漁業を除き全業種とも事業者数が少ない。

(1) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・羽島市地域防災計画の策定（令和7年3月改訂）

- ・羽島市業務継続計画の策定（令和7年5月改訂）

- ・命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例の制定（令和6年4月1日施行）

- ・羽島市避難所運営ガイドラインの策定（令和3年8月改訂）

- ・羽島市国土強靱化地域計画の策定（令和5年2月改訂）

- ・総合防災訓練の実施（年1回実施 令和7年度は、令和7年10月26日に実施）

- ・他自治体との災害時相互応援協定
 - 京都府向日市（平成 8年 1月10日）
 - 奈良県桜井市（平成 8年 4月19日）
 - 三重県鈴鹿市（平成19年11月29日）
 - 福井県南越前町（平成23年 7月 2日）
 - 茨城県守谷市（平成26年 9月 1日）
 - 長野県須坂市（平成26年10月31日）
 - 大阪府阪南市（平成28年 4月15日）
 - 山形県村山市（平成28年 4月20日）
 - 大阪府羽曳野市（令和 6年10月28日）
 - 岐阜県海津市（令和 6年10月28日）

- ・LINEを活用し情報発信（令和2年7月28日より）

LINEにて羽島市公式アカウントを開設し、災害発生時には、警報等の発令情報や避難所の開設情報など、登録者に通知する。また、トーク画面下部に防災のメニューを設定し避難所ナビ・ハザードマップなど防災情報を掲載している。

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、マスク・消毒液等の備蓄

- ・防災対策物資の備蓄

■防災備蓄物資一覧表

羽島市地域防災計画より抜粋（令和7年3月31日現在）

備蓄品	数量	備考
バランスクッキー	22,600食	
アルファ化米	22,650食	
水	12,664本	2ℓ：592本、500ml：12,072本

ソフトパン	10,536食	
おむつ乳幼児用	6,572枚	
おむつ高齢者用	2,232枚	
生理用品	4,368枚	
毛布	5,684枚	
アルミ蒸着シート	1,000枚	
パーティション	1,410張	WT120 : 223張、WT140 : 4張 WT180 : 1,180張、天井付 : 3張
投光器	93基	従来型、バルーン型、LED型
発電機ガソリン式	60基	小型30基、中型28基、大型2基
発電機ガソリン式井戸用	14基	
災害時井戸備品	19	ポンプ、給水栓
男性用簡易トイレ	61個	
仮設トイレ車いす対応	39個	新型32個、旧型7個
マルチトイレ	32個	手すり+NEED23個 手すり+トイレ+パースナルテント9個
簡易トイレ	259個	NEED204個 LEC55個
ワンタッチテント	243張	
凝固剤	105,300個	NEED99,800個 LEC5,500個
非常用発電地	17セット	
特設公衆電話	48台	
防護服(ガウンタイプ)	2,880枚	
ビブス	490枚	
段ボールベッド	202個	
マスク	17,300枚	
ニトリルグローブ(M・L)	37,700枚	
炊き出し	47式	
バール	187本	
ハンマー	57本	
ツルハシ	86本	
オノ	30本	
トビ	34本	
ノコギリ	91本	
クリッパー	19本	
スコップ	77本	
ブルーシート	277枚	
携行缶	22個	
ガソリン缶(1L)	408個	

リヤカー	17台	
コードリール	36個	
ランタン	60個	
非常用給水袋	1,700袋	
LED ヘッドライト	155個	

市役所・防災ステーション・環境プラント・羽島高・各小中学校・義務教育学校・各コミュニティーセンター・公園等に設置。

2) 当所の取組

①防災チェックシート「家族を守るチェックリスト」の作成及び配布
 令和6年3月 2,000部作成 会報付録にて配布
 この他、窓口に設置、新規会員加入手続き時に配布。

②中小機構主催の事業継続力強化計画無料策定支援のパンフレットを会員に配布

③セミナー等の開催

【事業者向け事業継続力強化計画 策定ワークショップ開催実績】

実施年度	実施日	受講者	備考
令和3年度	2月8日（中止）	-	新型コロナ拡散の為、中止
令和4年度	12月14日	5名	
令和5年度	2月9日	9名	
令和6年度	8月27日	9名	サイバーセキュリティ対策の内容も盛り込む

④全国商工会議所ビジネス総合保険制度等への加入促進

⑤防災用備品を事務所に設置
 平成19年9月持ち出し袋8個設置。
 防災備品を備蓄（スコップ・懐中電灯・避難防災袋8袋を館内に設置）

⑥商工会議所自身の事業継続計画の作成
 （令和4年5月17日策定）

⑦災害時を想定した中小企業被害調査に係る連絡確認訓練に参加
 令和7年2月18日：計1名

⑧県下商工会議所経営支援員・事業継続力強化計画策定支援者を対象としたセミナーに参加
 令和7年7月29日：計1名。

II 課題

(1) 災害に関する意識・関心

- ・東京商工リサーチが令和7年10月に実施した「BCPについてのアンケート」によると中小企業（資本金1億円未満 個人企業を含む5,612社対象）のBCP策定率は25.66%にとどまっている。その中の「策定したいができない」「策定しておらず、策定の予定はない」の回答者の策定していない理由が「スキルやノウハウがない」52.05%、「人材がない」42.69%となった。中小企業では、BCPの重要性は認識され始めているものの、限られた人材で平常業務と両立させる難しさが課題となっている。
- ・当地区内では、地震や水害など様々な災害リスクが想定されてはいるが、総じて防災意識が不足している。中小企業庁のホームページにおいて公表（令和7年10月末日時点）されている岐阜県の事業継続力強化計画認定企業数は1,885件で、当市内の認定企業数は40件となっている。このことから、当市における防災・減災に対する関心が不十分であり、制度についての認知度も低いことが窺える。
- ・感染症対策において地区内小規模事業者に対して、予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出社させないルール作りや、感染拡大時に備えてのマスクや消毒液等衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策としての保険の必要性を周知することなどが必要である。

(2) 商工会議所の支援体制

当所は経営改善普及事業や経営発達支援事業を通じて、事業者の経営環境の整備や事業収益の確保に向けた支援に重点的に取り組んでおります。一方で、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や、事業者BCPの策定など、防災・減災対策に関する知識やノウハウがまだ不足しており、効果的な事業継続力強化支援を行うための人員体制も、まだまだ十分とは言えない状況である。そのため、事業者への専門家派遣支援も必要もある。

III 目標

羽島市地域防災計画、羽島市国土強靱化地域計画羽島市新型インフルエンザ等対策行動計画などに基づき、いつでも・どこでも発生し得る自然災害等に備えた市内事業者に対する事前防災や事後の早急な対応・復旧等の対策について、市・商工会議所が一体となって取り組むこととし、特に、小規模事業者に対して、事業活動の中断を最小限に止めることを目標とした事業継続力強化のため次の取組を行う。

(1) 小規模事業者の総合的（自然災害・感染症等）な防災意識の向上に努める。

(2) 平準化した対応策等の周知に努める。

地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事前対策の必要性の周知を行う。

（目標件数）

- | | |
|-------------------|--------------|
| ・事業継続力強化支援 巡回指導件数 | 年：24件（月2件） |
| ・事業者BCP策定セミナーの開催 | 年：1回 |
| ・事業者BCP作成支援事業者数 | 年：12事業者（月1件） |

・事業者BCP作成事業者数 年：6事業者（2月1件）

(3) 商工会議所の支援体制の強化を図るための人員確保、およびBCPに関するセミナー等の積極的な参加によるスキルアップに努める。

(4) 災害発生時における連絡体制を円滑に行うため、引き続き当所と当市との間における羽島市事業継続力支援協議会等において情報共有および被害情報報告ルートの構築を行う。

※その他

・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間

令和8年4月1日 ～ 令和13年3月31日

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

・令和7年3月に改訂された「羽島市地域防災計画」や令和5年2月に改訂された「羽島市国土強靱化地域計画」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

(自然災害等全般に関して)

・巡回指導時にハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等について説明する。

・会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

・小規模事業者に対し、事業者BCPの策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

(感染症等関係)

- ・感染症は、いつでもどこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。

2) 商工会議所の支援体制の強化

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、商工会議所の支援能力を高めるための研修を実施する。
- ・連携・協力機関との情報交換を行う。
- ・定期的な支援体制の検討と検証を行う。

3) 商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当所は、令和4年5月に事業継続計画を策定。(5年毎の更新)

4) 関係団体等の連携

- ・専門家を派遣し、会員事業所以外も対象とする啓発セミナーや損害保険や生命保険、傷害保険等の紹介を実施する。
- ・市内自治会掲示板、市内金融機関への普及啓発ポスター掲示依頼や損害保険会社との共催によるセミナー等を実施する。

5) フォローアップ

- ・セミナーや巡回指導等により、事業者BCPの策定支援を行った事業者の進捗状況及び取組状況を確認する。
- ・羽島市事業継続力強化支援協議会(構成員:当所、当市)を年1回開催し、状況確認や改善点等について協議する。

6) 当該計画に係る訓練等の実施

- ・自然災害(マグニチュード7以上の地震)が発生したと仮定し、当所と当市との連携体制の確認等を行う。羽島市事業継続力強化支援協議会で必要であるとした場合には訓練は実施する)

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

(自然災害等全般に関して)

- ・発生直後に職員の安否確認を行い、出勤可否、家屋被害や道路状況等を当所と当市で共有する。

■ 安否確認の方法

団体名	対象者：目標時間、手段
羽島市商工観光課	職員：発災後1時間以内、SNS、電話

羽島商工会議所	職員：発災後1時間以内、SNS・携帯電話 正副会頭：3時間以内、携帯電話 議員：1日以内、電話 会員：2日以内、地区ごとに安否確認
---------	--

■安否確認結果の窓口

団体名	連絡窓口	
	第1順位	第2順位
羽島市商工観光課	課長	課長補佐
羽島商工会議所	事務局長	中小企業相談所長

・感染症の流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づく政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当市における感染症対策本部設置に基づき当所の感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

(自然災害等全般に関して)

- ・当所と当市の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
豪雨においては、職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保し、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

■被害状況の目安は以下を想定

被害規模	被害の状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
被害がほぼない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔を目安に被害情報等を共有する。

期間	間隔
発災後～1週間	1日に3回（10時、13時、16時）共有する
1週間～2週間	1日に2回（10時、15時）共有する

2週間～1ヶ月	1日に1回（10時）共有する
1カ月以降	2日に1回

（感染症等関係）

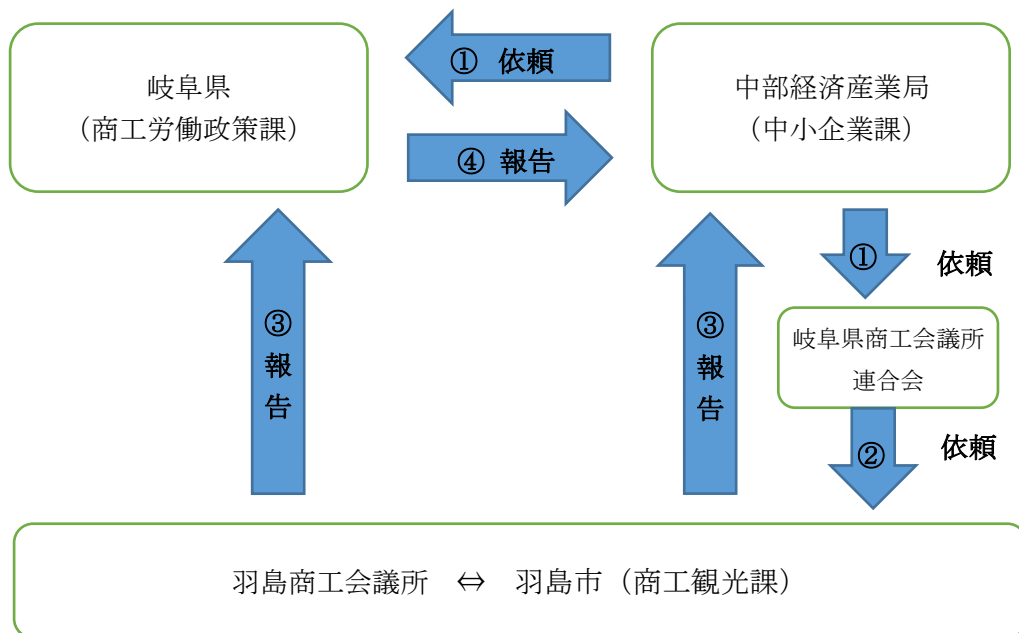
- ・感染症については、当市が策定した「羽島市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

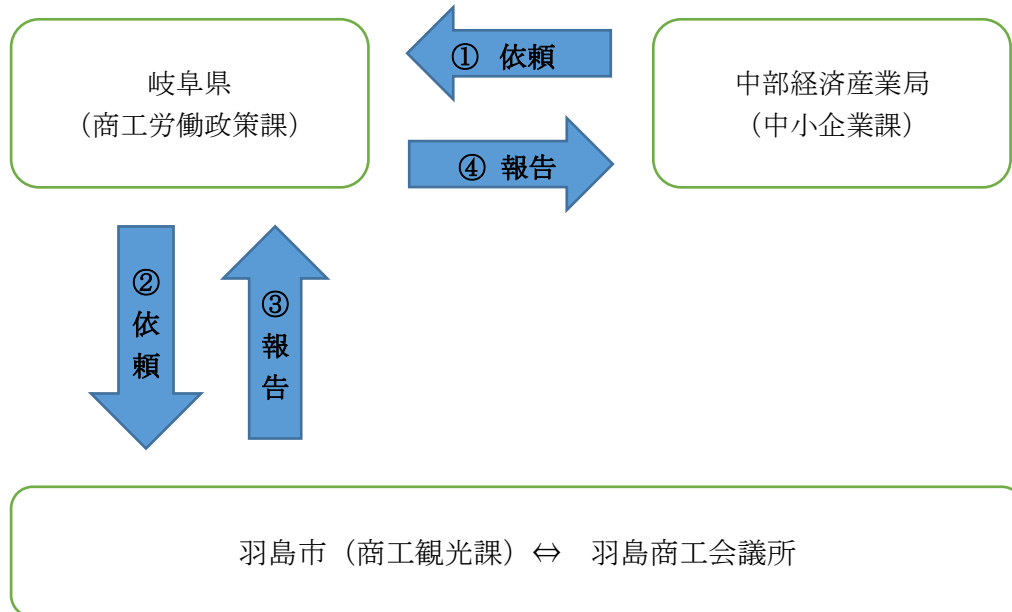
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告および指示命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて制限等を決める。
- ・当所と当市は被害状況の確認方法や被害額（建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当所と当市が共有した情報を、県の指定する方法にて、当所又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・国から県に対して「激甚調査」「影響度調査」の実施依頼があった場合、当所は所定の様式（被害状況報告票）にて管内企業への調査を実施し、当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や県からの情報や方針に基づき、当所と当市が共有した情報を県の指定する方法にて当所又は当市より県の商工担当部署へ報告する。

< 被害情報報告の流れ >

【初動対応】被害状況調査



【被害情報の把握】



< 4. 応急対応時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、羽島市と相談する（当所は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）
- ・安全が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

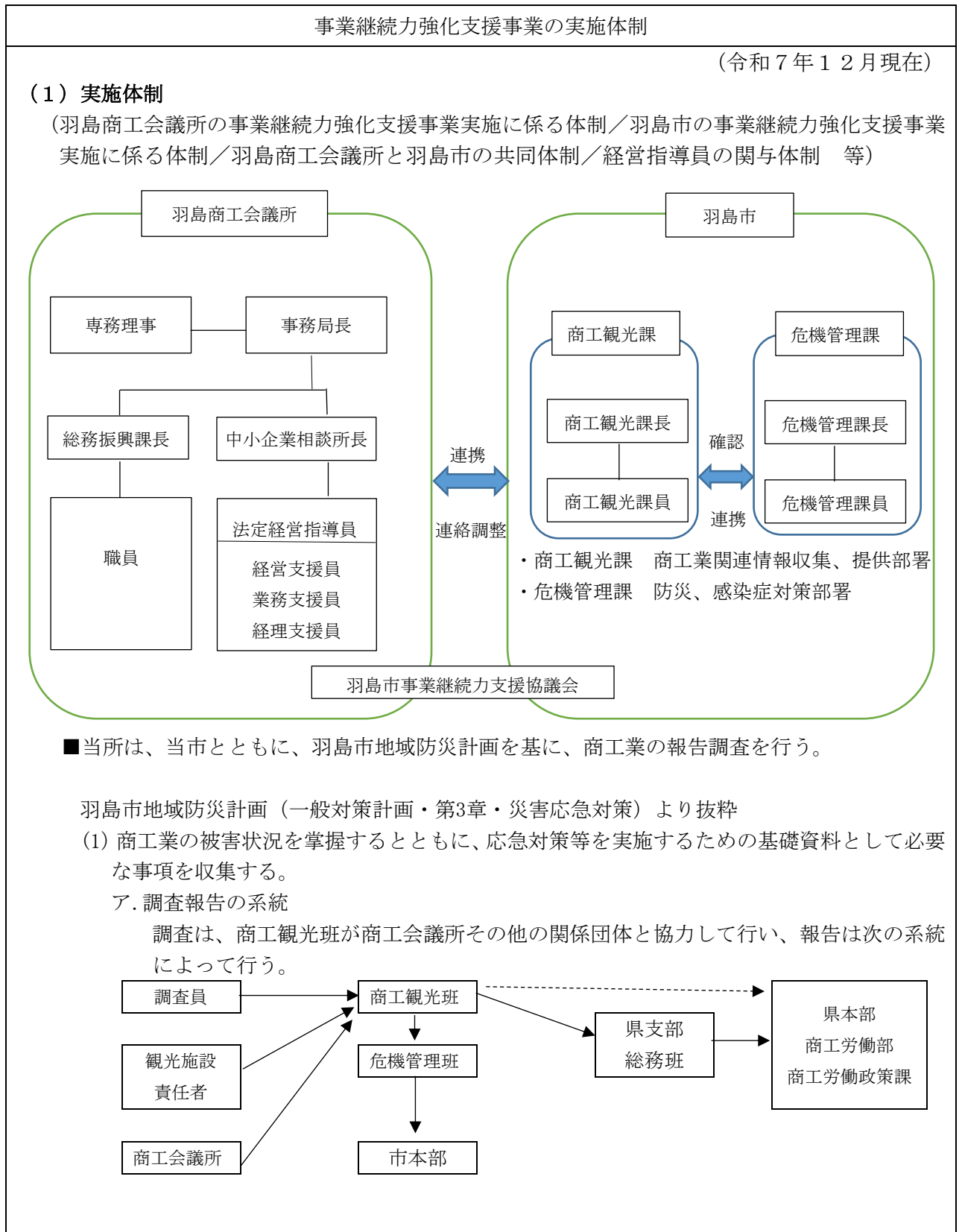
- ・県の方針に従って、復旧、復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 伊藤 克彦 (連絡先は後述(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

羽島商工会議所 中小企業相談所

〒501-6241 岐阜県羽島市竹鼻町2635番地

T E L : 058-392-9664 F A X : 058-392-6708

E-mail : info@hashima-cci.or.jp

②関係市町村

羽島市 産業振興部 商工観光課

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地

T E L : 058-392-9943 F A X : 058-391-2100

E-mail : shoko@city.hashima.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
必要な資金の額	310	410	560	410	410
専門派遣費	0	100	100	100	100
協議会運営費	10	10	10	10	10
セミナー開催費	250	250	250	250	250
パンフ・チラシ作成費	30	30	180	30	30
研修・訓練実施費	20	20	20	20	20

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

※令和10年度に「防災チェックシート」作成および配布予定。

調達方法
(予定) 岐阜県補助金、羽島市補助金、事業収入、自己財源 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等